

## 【補足事項】

### 1 事業概要

重点医師偏在対策支援区域において、承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に対する支援を行う。

#### (1) 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

#### (2) 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費

#### (3) 地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費

### 2 重点医師偏在対策支援区域について

「重点医師偏在対策支援区域」とは、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域です。

この区域は、厚生労働省が提示する候補区域を参考に、地域の実情に応じて、医師の偏在状況などを考慮し、地域医療対策協議会及び保険者協議会の協議を経て、県が選定します。

本県におきましては、「秋田市以外の全市町村」が重点医師偏在対策支援区域となっております。

### 3 補助事業の実施主体・補助対象となる事業実施時期

都道府県が定める支援区域において、承継又は開業する診療所（医科）であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者

事業名	補助対象となる事業実施時期
(1) 施設整備事業	県からの内示後に着手した事業
(2) 設備整備事業	※内示は令和7年9月以降を予定している
(3) 地域への定着支援事業	令和6年12月17日（令和6年度国補正予算成立日）以降に承継・開業した診療所 ※令和7年4月1日以降に発生した経費が補助対象となる

### 4 事業の流れについて

- ・～8月1日 意向確認調査（事業者→県）
- ・8月下旬 地域医療対策協議会および保険者協議会において支援対象医療機関について協議
- ・8月29日 国への実施計画提出期限
- ・9月以降 国からの県への内示
- ・9月以降 県から事業者への内示→事業着手

## 5 留意事項

- ・ 本事業は、国および県の予算の範囲内で実施されます。御提出いただいた事業計画書に記載された申請額の全額、または一部を支給できない場合がございます。
- ・ 応募期限までに事業計画の提出がない場合は、本事業の対象外となります。
- ・ 本事業は、県の地域医療対策協議会および保険者協議会における協議を経て、支援対象が決定されます。つきましては、事業計画（診療所名、所在医療圏、承継・開業予定年月日、整備内容及び事業費等）は協議会内で公開されることを、予め御了承いただいた上で御応募ください（応募があった時点で、御同意いただいたものとみなします）。
- ・ 「施設整備事業」「設備整備事業」については、国の内示前に工事等の契約を締結されますと補助の対象外となります（国の事務の進捗に合わせて整備を行っていただくこととなりますので御注意ください）。
- ・ 「設備整備事業」は、令和7年度中に納品および支払いを完了する必要があるあります。「施設整備事業」は、令和7年度中に工事が完了しない場合でも、完成部分までの費用を補助します。